

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の住みなれた地域での暮らしをサポート

4月スタート

介護保険制度の改正に伴い、区は4月から、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)を開始します。総合事業は、主に「要支援」の状態に相当する方を対象として、その人の状態や必要性に合わせていろいろなサービスを提供するものです。

総合事業の開始により、一部サービス

の手続きが簡素になり、利用者負担額が軽減されます。また、地域における介護予防の活動を支援する取り組みも展開します。高齢者の方々が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、総合事業を着実に実施していきます。

☎ 高齢者支援課高齢者ケア調整担当

☎3647-9606



総合事業のサービスの種類

① 介護予防・生活支援サービス事業

[対象] 「要支援1・2」に認定された方・「基本チェックリスト」で対象者と判定された方

訪問型サービス

掃除や洗濯など、訪問による日常生活上の支援が受けられます。

通所型サービス

機能訓練など、通いによる日常生活上の支援が受けられます。

② 一般介護予防事業

[対象] 65歳以上のすべての方

一般介護予防教室

マシンやプール、ウォーキングなどのトレーニングや栄養改善、口腔機能向上などのプログラムです。

地域介護予防活動支援事業

5人以上の高齢者で「いきいきサークル」として登録していただくと、運動の講師を年2回派遣するなど、住民主体の介護予防を支援します。

※このほか、「スポーツクラブ利用支援」などの取組みも予定しています。

総合事業の対象者と利用手続き

現在「要支援」認定を受けている方

65歳以上の方で

- ・日常生活に「困りごと」がある方
- ・介護予防に取り組みたい方

※「要介護1」以上の認定を受けている方のサービスの変更はありません。

まずは相談 → 長寿サポートセンター・長寿サポート(一覧は2面参照)または区の窓口
 (本人の状態や、利用したいサービスなどを確認します)

認定申請

要介護1~5の方

要支援1・2の方

非該当の方
 (改めて窓口で相談)

基本チェックリスト(※)による判定

要支援相当の方
 (介護予防・生活支援サービス事業対象者)

自立した生活を送れる方

長寿サポートセンター

予防給付や介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

長寿サポートセンター

介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

予防給付と総合事業は併用可

予防給付を利用

予防給付…「要支援1・2」の方に提供される、全国一律基準のサービスで、総合事業に移行しないもの(例:訪問看護・福祉用具貸与など)

総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・通所型サービス)を利用

② 一般介護予防事業を利用

現在「要支援」でサービス利用中の方 → 詳細は2面へ

※基本チェックリストとは

- 基本チェックリストは、厚生労働省が定めた25の質問項目で生活機能の低下を判定するものです。
- これまでは、「要支援・要介護状態になるおそれのある方」を判定するものとして65歳以上の方すべて(認定者除く)に郵送していましたが、4月からは、「要支援に相当する方(総合事業の対象者)」を判定するものとなり、長寿サポートセンター等の窓口で、対面式で実施します。
- 「訪問型・通所型サービス」のみを利用する方は、基本チェックリストの判定により、サービスを簡便に受け取ることができます。



2/3(水)~5(金)9(火)10(水)12(金) 証明書自動交付機を一部休止(詳細5面)

今号の主な内容

[2面] 麻しん風しん混合ワクチンの接種 [3面] 江東こどもまつり 協賛企業・団体を募集 [4面] 税の申告はお早めに 確定申告書作成会場は東京国税局(築地)に変更 [7面] 手話通訳者(非常勤)職員募集



表1 長寿サポートセンター・長寿サポート一覧
[相談時間]月～土曜、9:00～19:00(日曜・祝日、年末年始を除く)

| 施設名(愛称) | 住所 | 電話番号 | 担当地区 |
|--------------|---------------|-----------|---------------------------------------|
| 白河長寿サポートセンター | 白河3-4-3-201 | 5646-1541 | 常盤、新大橋、森下1・2、三好、白河、高橋および下記エリア |
| 長寿サポート海辺 | 海辺12-13 | 3645-6761 | 扇橋、石島、千田、海辺、千石 |
| 長寿サポート住吉 | 住吉1-17-11 | 3635-0646 | 森下3～5、猿江、住吉、毛利 |
| 冬木長寿サポートセンター | 冬木16-7 | 5639-9121 | 清澄、平野、佐賀、福住、深川、冬木、富岡および下記エリア |
| 長寿サポート古石場 | 古石場2-14-1-101 | 3641-2801 | 永代、門前仲町、牡丹、古石場、越中島 |
| 東陽長寿サポートセンター | 東陽6-2-17 | 5665-4547 | 木場2～5、東陽4～7、南砂2丁目1番1～5号・5～7番および下記エリア |
| 長寿サポート東陽南 | 東陽2-1-2 | 5690-2800 | 木場1・6、東陽1～3、新砂1丁目1番 |
| 長寿サポート塩浜 | 塩浜2-7-2 | 5617-6213 | 塩浜、枝川2・3、辰巳2・3、潮見 |
| 豊洲長寿サポートセンター | 豊洲2-2-18 | 5859-0566 | 下記エリア |
| 長寿サポート東雲 | 東雲2-2-29 | 3527-7263 | 豊洲、東雲、有明、青海 |
| 長寿サポート枝川 | 枝川1-8-15-101 | 5634-0158 | 枝川1、辰巳1 |
| 亀戸長寿サポートセンター | 亀戸6-16-7 | 5627-2525 | 亀戸1・6～9および下記エリア |
| 長寿サポート亀戸北 | 亀戸4-21-13 | 5626-0671 | 亀戸2～5 |
| 大島長寿サポートセンター | 大島6-14-4-103 | 5628-0541 | 大島5・6および下記エリア |
| 長寿サポート大島西 | 大島4-1-37 | 3636-9857 | 大島1～4 |
| 長寿サポート大島東 | 大島9-6-16 | 5836-5301 | 大島7～9 |
| 南砂長寿サポートセンター | 南砂2-3-5-102 | 3640-9851 | 南砂1、2(1番1～5号、5～7番を除く)、南砂5および下記エリア |
| 長寿サポート北砂西 | 北砂2-1-16 | 3615-4860 | 北砂1～4 |
| 長寿サポート新砂 | 新砂3-3-37 | 5653-1735 | 東砂8、南砂3・4・6・7、新砂(1丁目1番を除く)、新木場、夢の島、若洲 |
| 東砂長寿サポートセンター | 東砂4-16-12 | 5857-8243 | 北砂7、東砂3～7および下記エリア |
| 長寿サポート北砂東 | 北砂6-20-30 | 5606-1744 | 北砂5・6、東砂1・2 |

「要支援」で「要介護」でサービス利用中の方へ

現在「要支援1・2」の方が利用している訪問介護・通所介護は、4月以降、総合事業の「訪問型・通所型サービス」へ順次移行します。そのため、3月に「要支援認定」の有効期間が終了する方から、移行に向けたケアプランの見直しを行います。

長寿サポートセンターの職員が、ご本人の状態や意向を踏まえてケアプランを見直すほか、基本チェックリストによる簡単な判定についてもご案内しますので、まずは担当の長寿サポートセンター(表1)へご相談ください。

表2 訪問型・通所型サービスの自己負担額の目安

①現行相当サービス(1か月あたり・1割負担の場合)

| | 訪問型 | 通所型 |
|-----|--------|--------|
| 週1回 | 1,332円 | 1,796円 |
| 週2回 | 2,662円 | 3,681円 |
| 週3回 | 4,223円 | - |

②基準緩和サービス(1か月あたり・1割負担の場合)

| | 一体型 | 単独型 |
|---------|--------|--------|
| 訪問型 週1回 | 1,103円 | 932円 |
| 訪問型 週2回 | 2,205円 | 1,863円 |
| 通所型 週1回 | 1,578円 | 1,256円 |
| 通所型 週2回 | 2,725円 | 2,398円 |

※「一体型」は、訪問介護事業所や通所介護事業所において要介護者等と一体的に基準緩和サービスを提供。「単独型」は、基準緩和サービスのみを提供。

③短期集中サービス(1回あたり)

| | 訪問型 | 通所型 |
|-----|-----|------|
| 週1回 | 無料 | - |
| 週2回 | - | 200円 |

「訪問型・通所型サービス」には次の3種類があり、自己負担額がそれぞれ異なります(表2)。

①現行相当サービス 現行の全園一律の訪問介護・通所介護と同等の基準・単価のサービス

②基準緩和サービス 区独自の研修修了者を従事者とするなど、①の基準を緩和したサービス

③短期集中サービス リハビリテーションの専門職等を配置し、3～6か月の期間限定で、生活機能の改善を目指すサービス

麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種 2回の接種で予防を

麻しんウイルスは、感染力が非常に強く特効薬もないため、かかると重症化しやすい病気です。風しんウイルスも特効薬がなく、大人が風しんにかかるとこどもの場合より重症になることが多いと言われています。妊娠早期の女性が風しんにかかった場合、先天性風しん症候群という病気を持った赤ちゃんが生まれる可能性が高くなります。

麻しん・風しんの感染予防には2回のワクチン接種が必要です。麻しん風しん混合(MR)ワクチンは、1期(1歳)になってから2歳になるまでの1年間、2期(小学校就学前の4月から3月までの1年間)で2回接種します。それぞれ法定接種期間が定められていますので、期間内に接種してください。

小学4年生の任意接種期間(無料)は3月31日(木)まで

区では、2歳を過ぎてから小学4年生の年度末までは、任意接種期間(無料)を設けています。事情により法定接種期間内に接種できなかった児童は、母子健康手帳を持参のうえ、江東区指定医療機関で2回接種してください。

無年金の在日外国人の方等に特別給付金

特別永住者や特別永住者から帰化した方等で、国民年金の制度上、老齢基礎年金等の公的年金を受給できない高齢者、または重度の障害があり障害基礎年金を受給できない方に給付金を支給します。

区内で住民登録を行った日から引き続き2年以上区内に居住している特別永住者の方等で、次の①②いずれかに該当する方

①大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた方で公的年金の受給資格がない方

②昭和57年(1982年)1月1日前に20歳に達し、同日前の病気や怪我等が原因で重度心身障害者となった方(身体障害者手帳の1級・2級、愛の手帳(療育手帳)1度・2度、または精神保健福祉手帳1級・2級)で障害基礎年金の受給資格がない方。

※生活保護受給者や公的年金受給者、本人および本人を扶養している家族の所得が基準額を超えている方等は除く。詳細はお問い合わせください。

【月額支給額】

①に該当する方15,000円

②に該当する方30,000円

【医療保険課特命担当】

☎(3647)3166

特に小学4年生で、合計2回接種していない方は、必ず3月31日(木)までに接種を済ませてください。

なお、任意の予防接種は予防接種法に基づかない接種となるため、万一健康被害が発生した場合は、予防接種法の救済の対象にならず、区が加入する賠償保険等による救済の対象となりますが、救済内容が法定接種とは異なります。

【保健所保健予防課係】

☎(3647)5906

違反屋外広告物除却協力員を募集

迷惑なはり紙をなくしてきれいな街に

私たちのまわりの電柱や街路灯等に掲出されている違反屋外広告物(はり紙等)は、見苦しく街の美観を損ねます。区では、お住まいの周辺で違反屋外広告物を除却していただける協力員(ボランティア)を募集しています。

【募集要項】

①区内在住または在勤、在学で20歳以上の方、3人以上のグループ

②暴力的な関係のない方

③江東区の統計調査員として登録していない方

【報酬(予定)】

約5万円(交通費込み)

【募集人数】

50人程度(選考)

【選考方法】

面接(写真付履歴書)と本人確認書類(運転免許証など)を持参してください

【締切】

2月12日(金)

【申込】

電話で地域振興課統計調査係

☎(3647)4965

【お問い合わせ先】

☎(3642)5094

FAX(3642)4748

✉470123@city.koto.lg.jp

統計調査員を募集

5月から6月にかけて実施する「経済センサス活動調査」の調査員を募集します。この調査は「事業所の国勢調査」とも呼ばれる大規模な調査です。

調査員に任命された方は区内の一部地域を担当し、対象の事業所(会社や工場、商店など)を訪問し、調査票の配布や回収を行います。

調査活動は主に平日の日に中行うため、その時間に活動できる方をお待ちしています。

【応募要件】

○20歳以上70歳以下の健康な方

○警察・税務・選挙に直接関係

【お問い合わせ先】

☎(3647)4965

江東ごどもまつり

協賛企業・団体を募集

5/15(日)催
5/1開

江東ごどもまつりは、「遊びはこどもの未来をつくる」をメインテーマに、都立猿江恩賜公園を中心に開催しています。28

賛金は、1口5万円です。協賛いただいた場合は、企業名・団体名を区報、チラシ、ポスター、区ホームページ、ステージバックパネル等に掲載します。

リサイクル講座 参加者募集

バスで巡る施設見学会

資源とごみ 見て聞いて学ぼう

3/4(金)

ペットボトルやお菓子の紙箱の分別など資源・ごみを分別するときに悩んだ経験はありませんか?資料と施設見学で、資源・ごみの分別についてわかりやすく解説します。資源・ごみに対する知識を深め環境にやさし

生活をおくりましょう。 時 3月4日(金) 午前10時～午後4時半(予定) 場 区役所会議室ほか 18歳以上の区内在住の方25人(申込順) 費 無料 内 午前資源ごみの説明 午 2月5日(金) から電話、窓口またはファクスに①講座名②住所③氏名④電話番号を記入し、清掃リサイクル課(区役所隣防災センター6階4番)へ ☎(3647)9181 FAX(5617)5737

区政取手線

区長室から



区長 山崎孝明

成人おめでとう 失敗なんていついつかよい

1月11日、成人式が開催されました。会場であるティアラコートでははじめての試みとして、午前と午後の2部制での開催です。どちらの部も多くの新成人の皆さんが参加し、式典では、代表者から頼もしい決意表明もありました。会場は笑顔と活気に満ちあふれ、色とりどりの振袖や羽織袴、スーツ姿の装いが、華やかな雰囲気を感じさせます。新成人をはじめ、これまで育て上げたご両親、ご家族の皆様にあらためてお祝いを申

し上げます。また当日は寒さ厳しい中、成人式の運営にご協力いただいた皆様へ、感謝を申し上げます。この欄でもご紹介した、本区森下にある、都立墨田工業高校定時制の教諭時代に研究者の道志し、昨年ノーベル医学生理学賞を受賞した、大村智さんの受賞記者会見でのお話が、とても印象に残っています。記者から学生たちへのメッセージを求められた大村さんは、「成功した人はあまり失敗を言わない。

えこくる江東ボランティア「エコサポーター」募集

来館するごどもたちの環境学習をサポート

えこくる江東では、展示室を案内するボランティアスタッフ「エコサポーター」を募集します。来館するごどもたちが、自分自身の生活と地球環境のつながりを学ぶ、その橋渡しをしませんか。自身のエコライフ体験も交えてコミュニケーションを図れる、楽しい活動です。人と話すのが好きな方、環境やエコライフに興味のある方、ごどもたちの環境学習に関心のある方、ぜひ、「エコサポーター活動説明会」にご参加ください。活動内容や応募方法の説明、現在活躍中のエコサポーターに

よる展示案内などを行います。 ※応募には説明会への参加が必要です。また、説明会参加者で希望する方は、リサイクル工場などの見学ツアー(3月中旬開催予定)に参加できます。 時 2月28日(日)、3月1日(火) 9時半～正午 ※いずれかに参加場 えこくる江東(潮見1-29-7) 18歳以上の方各回20人(申込順) 費 無料 申 2月5日(金) 午前9時から えこくる江東へ電話または窓口で ※区ホームページからも 申込できます ☎(3644)7130

就活のキホン

面接の不安払拭! 自分らしく臨むための面接法

2/26(金)

新規採用をめざす学生と既卒者(卒業後3年以内)を対象とした就職対策セミナーです。「面接が苦手」「自分をアピールするにはどうしたらいいか」など、就職活動に不安を抱えていませんか?自己PRのポイントなどを、講義とグループワークを通じて習得しましょう。 時 2月26日(金) 午後6時～9時 場 江東区文化センター16階第1会議室(東陽4-11-3) 内 区内在住・在学・在勤のおおむね18歳～25歳までの方30人(抽選) 費 無料 内 自己PRのポイント習得、面接ロールプ

理想 仕事 健康 価値観 趣味 家族 レイニングなど 師 新井宏志 (株)HRP専任講師 申 電話またはファクス、はがき、メールに①講座名②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号を記入し、〒136-0071 亀戸7-41-16 青少年センターへ ☎(3681)7334 FAX(3681)8732 e 521620@city.koto.lg.jp

プロジェクト 若者交流者集

下町の本格珈琲でほっとひと時 参加者集 2/27(土)

珈琲の歴史・知識を学びながら優雅なひとときを過ごしてみませんか。友達や職場のグループでの参加も可能です。 時 2月27日(土) 午後1時半～5時(受付は午後1時～) 場 青少年センター(亀戸7-41-16) 内 区内在住・在勤・在学で20歳～39歳までの方、男女各10人(抽選) 費 無料 内 珈琲の歴史・知識・入れ方および交流イベント等 師 小野滋弘(小野珈琲代表取締役) 申 2月27日(土) 午前11時から 青少年センターへ電話または窓口で ☎(3681)7334

「田んぼの学校」生徒募集

田んぼから収穫までお米作りに挑戦

横十間川親水公園の田んぼで、稲作を通して自然や文化を学ぶ。「田んぼの学校」を開校します。 無農薬、無化学肥料、無電力で昔ながらのお米作りに挑戦します。一緒にお米を育て、収穫するまでの体験をしてみませんか。 時 内 左表のとおり(日曜全10回) 午前9時半～正午 ※炊き出しがある場合は午後1時まで 場 横十間川親水公園内の田んぼ(東陽4-12-16地先) 内 全回参加でき、区内在住で小学生のいる家族33世帯および単身で中学生以上の方10人(抽選、結果は3月中旬ごろに通知) ※単身参加の場合、裏方として



▲5月は楽しい田植えです

| | |
|------|-----------|
| 4/10 | 入学式、田んぼ探検 |
| 4/17 | 田おこし |
| 5/8 | 代かき |
| 5/22 | 田植え |
| 6/12 | 自然観察 |
| 7/3 | わら細工 |
| 8/21 | かかし作り |
| 9/25 | 稲かり、はぎがけ |
| 10/9 | 脱穀 |
| 11/6 | 卒業式、収穫祭 |

※秋の予定は天候により変更あり しての作業や希望により運営のお手伝いも協力していただきませす ※炎天下での作業、鎌など農具を使用するため、未就学児同伴での参加はできません 費 1人年間300円(保険料) 申 2月24日(水) 必着 往復はがきに①住所②電話番号③参加者全員の氏名(ふりがな)④生年月日(小学生は学年も記入)を記入し、〒135-0042 木場2-11-1 施設保全課庶務係へ ☎(3642)5099

税の申告はお早めに

2月16日(火)
3月15日(火)

所得税確定申告書作成会場は東京国税局(築地)に変更

住民税

区から住民税の申告書を2月10日(水)に発送します(受付は2月16日(火)から)。

特別区民税・都民税申告受付場所(表1)で申告してください。

「申告の必要な方(表2)」

平成28年1月1日現在、区内在住で、前年中(平成27年1月12月)に収入のあった方のうち申告不要とされていない方

| 受付場所 | 受付期間 |
|-----------------------------------|---|
| 江東区文化センター 2階臨時窓口 (東陽4-11-3) | 2/16(火)~3/15(火) ※土・日曜は除く 9:00~16:30 |
| 総合区民センター7階 第5会議室 (大島4-5-1) | 3/1(火)~3/7(月) ※土・日曜は除く 9:00~16:30 |

表2 あなたの申告は?

○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

| あなたの場合 | 区役所に申告(住民税) | 税務署に確定申告(所得税) |
|--|--|---|
| ① 収入は給与所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている | 不要です※1 | 不要です (医療費等の控除の追加をする場合と税金が還付される場合があります) |
| ② 給与収入が2,000万円を超えている | 必要です (所得税で確定申告された方は不要です) | 必要です |
| ③ 給与以外の所得が20万円を超えている | | |
| ④ 給与を2か所以上から受けている | | |
| ⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない | | |
| ⑥ アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されてなく、基礎控除以外の控除はない) | | |
| ⑦ アルバイト・パート収入が103万円以下 | 不要です (所得税が源泉徴収されている方は、申告すると税金が還付されます) | 不要です (還付を受ける場合は申告する必要があります) |
| ⑧ 公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上)のところから支給されている場合はその合計 | 不要です※2 | 不要です (還付を受ける場合は申告する必要があります) |
| ⑨ 上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方 | 不要です※2 | 不要です (還付を受ける場合は申告する必要があります) |
| ⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし | 不要です※3 | 不要です |
| ⑪ 昨年の収入なし | 不要です | 不要です |

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。
※2 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。
※3 非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

「申告の必要な方(表2)」
○所得税の確定申告をする方
○勤務先から給与支払報告書が提出されている方
○公的年金収入のみで医療費等の控除の追加のない方など
※申告の必要のない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険等の基礎資料となるため、申告が必要な場合があります。

「住宅借入金等特別税額控除の延長」
住宅借入金等特別税額控除に
平成28年度住民税の
主な改正点
東京都と都内区市町村は、平成29年度から原則としてすべての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施します。事業主の方は、ご理解・ご協力をお願いします。

所得税

申告書作成会場は東京国税局(中央区築地)に開設します(表3)。

表4 所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場

| 作成会場 | 受付期間 |
|--|---|
| 東京国税局(1階) (中央区築地5-3-1) [最寄り駅]都営大江戸線「築地市場駅」 [東銀座駅]、[築地駅] | 2/12(金)~3/15(火) ※土・日曜は除く。 ただし、2/21(日)、2/28(日)は開設[受付時間]8:30~16:00 [相談時間]9:15~ |

表3 東京国税局案内図



※ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

表5 税理士による無料申告相談

申告書を作成して提出できます。会場が混雑する場合は、受付を早めに締め切ることがあります。

| 開催日・開催会場(江東西税務署管内) | 時間 |
|---|-----------------------------|
| 2/2(火)・3(水) 豊洲シビックセンター7階レクホール(豊洲2-2-18) | 9:30~12:00 (受付は11:30まで) |
| 2/4(木)・5(金) 豊洲シビックセンター7階サブプレクホール | |
| 2/18(木)・19(金)・2/23(火)~26(金) 江東区文化センター展示室(東陽4-11-3) | 13:00~16:00 (受付は15:30まで) |
| 開催日・開催会場(江東東税務署管内) | |
| 2/23(火)~26(金) 砂町文化センター3階第2研修室(北砂5-1-7) | 13:00~16:00 (受付は15:30まで) |
| 3/2(水)~4(金)・3/9(水)~11(金) 総合区民センター6階サブ・レクホール(大島4-5-1) | |

※ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

算し、申告期限までに確定申告書を作成して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

申告書の作成は
国税庁ホームページで

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、画面の案内に従って金額を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告にあたっては、ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」で作成した確定申告書を印刷して、税務署に郵便や信書便でご提出ください。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳細はe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.go.jp>)をご覧ください。

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

「e-Tax作成コーナー」ヘルプデスク(確定申告期) 0570(01)5901

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

今年から、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

「開設期間」3月15日(火)まで(月・金曜(祝日を除く))および2月21日・28日、3月6日・13日の日曜、午前9時~午後8時)

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください(還付申告の方も含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります)。

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので活用ください。

作成済みの申告書等を提出する方は、土・日曜、祝日を除き、税務署の総合窓口で受け付けています(午前8時半~午後5時)。直接お持ちいただくか、郵送等による送付または税務署の時間外文書受付箱への投かんによりご提出ください。

「亀戸・大島・北砂・東砂・南砂」新砂にお住まいの方の提出先

江東東税務署(亀戸2-17-8)

江東東税務署(大島2-16-12)

江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先

江東東税務署(猿江2-16-12)

江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先

江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先

江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先

江東東税務署管内を除く江東区にお住まいの方の提出先

公的年金を受給している方は要件を満たせば申告不要

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(複数から受給している場合は、その合計額)でその公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

この場合でも還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記入を忘れないでください。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

税理士による無料申告相談

東京税理士会が行う税理士による無料申告相談で、申告書を作成して提出ができます(表5)。

※小規模納税者の所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合、住宅借入金等特別控除を受ける場合を除きます)。

※申告書等の提出のみの方は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送でご提出ください。

※確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具および印鑑等をご持参ください。